

保護樹木		
	改正(案)	現行
対象区域	市街化区域に限る	全市域
指定要件	健全で容姿がすぐれているもののうち、市民に広く親しまれ、又は由緒由来がある樹木で、次号のいずれかに該当するもの	市民に広く親しまれ、又は由緒由来があり容姿がすぐれている樹木で次号のいずれかにおおむね該当するもの
	(1)1.3メートルの高さにおける幹の周囲がおおむね3メートル以上である樹木	(1)1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1.5メートル以上である樹木
	(2)高さがおおむね15メートル以上である樹木	(2)高さが15メートル以上である樹木
	(3)株立ちした樹木で高さがおおむね3メートル以上であるもの	(3)株立ちした樹木で高さが3メートル以上であるもの
	(4)その他市長が適当と認める樹木	(4)その他市長が適当と認める樹木
交助付成基金準の	補助対象経費の額に1/2を乗じて得た額(当該額が5,000円を超える場合は、5,000円 補助対象者1人当たり10本を限度:50,000円)	維持管理に要する費用の額に1/2を乗じて得た額(限度年額20,000円)
税の減免	固定資産税の減免はしない	生駒市税減免取扱要綱により固定資産税の面積分全額減免
指定状況		現在はなし

保護樹林		
	改正(案)	現行
区対象	市街化区域に限る	市街化区域に限る
指定要件	本市の良好な自然環境を保全し、及び育成する上で必要な樹木の集団で、次号のいずれかに該当するもの	本市の良好な自然環境を保全し、及び育成する上で必要な樹木の集団又は由緒由来があり容姿がすぐれている樹木の集団で次号のいずれかにおおむね該当するもの
		(1)歴史・文化等と結びつきがある樹木の集団
	(1)その集団の存する土地の面積がおおむね300㎡以上である樹木の集団	(2)その集団の存する土地の面積がおおむね500㎡以上である樹木の集団
	(2)その他市長が適当と認める樹木の集団	(3)その他市長が適当と認める樹木の集団
交助付成基金準の	補助対象経費の額に1/2を乗じて得た額(当該額が50,000円を超える場合は、50,000円)	維持管理に要する費用の額に1/2を乗じて得た額(限度年額50,000円)
税の減免	固定資産税の減免はしない	生駒市税減免取扱要綱により固定資産税の面積分全額減免
指定状況		萩原町地内で5箇所 (九万八千の杜:188㎡、谷口の杜:119㎡、つかさの杜:92㎡、たいの杜:89㎡、あかの杜:155㎡)